教育研修事業の今後の取り組みについて

魅力ある講習会･研修会の実現に向けて

㈶日本産業廃棄物処理振興センター 教育研修部長 麻戸敏男 MATO Toshio

はじめに

当「日廃振センター」では、産業廃棄物の適正処理に係る専門的な知識等を習得するための「教育研修事業」と環境大臣より情報処理センターに指定されて運営管理する「電子マニフェスト事業」の2本柱の事業に加え、産業廃棄物に関する「調査研究事業」、適正な感染性廃棄物容器の普及を図るための「容器評価事業」、国際協力事業団（JICA）等と連携し、開発途上国に対する技術移転を中心とした「国際協力事業」および「出版・広報事業」の6つの事業を展開している。

これらの中で、教育研修事業は、昭和63年のセンター設立以来、国の認定講習会（当時、厚生大臣認定講習会）として既に許可を取得した産業廃棄物処理業者を対象とした「再許可講習会」（平成4年度以降、更新許可講習会）の実施から始まっている。

現在は、国の認定講習会制度は廃止されているが、これまでの講習会を継承して、新たにPCB廃棄物の収集運搬業作業従事者を対象とした講習会（廃棄物処理法施行規則第10条の13第二号ロの規定に基づく講習会）や産業廃棄物処理に関する実務者を対象とした研修会事業を展開し、平成20年度においては、表1に示す講習会・研修会を実施し、総受講者数は約6万人を数える。

これらの講習会・研修会の実施にあたっては、都道府県・政令市の指導・協力のもと、講習会等の実施協力機関である社団法人全国産業廃棄物連合会（以下「全産連」）

表1 平成20年度講習会･研修会の実施状況

講習課程			開催数	受講者数
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会	新規講習会	産業廃棄物の収集･運搬課程	119	14,098
		産業廃棄物の処分課程	24	2,263
		特別管理産業廃棄物の収集･運搬課程	21	1,536
		特別管理産業廃棄物の処分課程	6	412
	更新講習会	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集･運搬課程	123	15,454
		産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程	29	2,311
特別管理産業廃棄物管理責任者講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	138	19,468
		医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	21	3,248
PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会			8	580
産業廃棄物処理実務者研修会			14	1,309
合計			503	60,679

以下、本稿では講習会･研修会の名称を以下のとおり記す。

❶産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）→「新規講習会」
1）産業廃棄物の収集･運搬課程→「産収」
2）産業廃棄物の処分課程→「産処」
3）特別管理産業廃棄物の収集･運搬課程→「特収」
4）特別管理産業廃棄物の処分課程→「特処」

❷産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）→「更新講習会」
1）産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集･運搬課程→「更収」
2）産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程→「更処」

❸特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会→「特責講習会」

❹医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会→「医療特責講習会」

❺PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会→「PCB講習会」

❻産業廃棄物処理実務者研修会→「実務者研修会」

日廃振センターでは、平成元年以降、長年にわたり、排出事業者、処理業者を対象とした講習会・研修会を行ってまいりました。
この間、幾度となく行われた産業廃棄物処理に対する規制強化等に対応するため、講習会等の種類・内容を拡充しており、現在では、講習会・研修会の種類は10課程、年間の受講者数は約6万人を数えるに至っています。
事業開始以来、20年という節目を迎えた今、教育研修事業のこれまでの変遷や今後の取り組みを概括します。

および47都道府県産業廃棄物協会（以下「産廃協会」）と緊密な連携を図って実施してきた。

また、講習会テキストの作成については、テキスト作成委員会（委員長：田中勝鳥取環境大学教授）を設置し、毎年、法改正や統計データ等の最新情報を加えるなど、内容に正確を期して編集に最善を尽くしてきた。また、年度途中の法改正等があった場合は、追補版を作成し、受講者にタイムリーな情報を提供している。

ここでは、教育研修事業を振り返って、これまでの経緯や実績を述べるとともに、今後の事業の取り組みについて紹介する。

講習会実施の経緯と受講者数の推移等

(1)講習会の概要と実施の経緯

現在、当センターが実施している講習会の概要とその実施の経緯は、それぞれ表2、表3のとおりである。

冒頭に述べたとおり、センター設立後の教育研修事業は、

表2 日廃振センターが主催する講習会の概要　【平成21年度現在】

	新規講習会	更新講習会	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	PCB講習会
受講対象者	新たに産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物業の許可を取得しようとする者	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物業の許可の更新を受けようとする者	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得しようとする者	PCB廃棄物の収集運搬の業務に直接従事する者
目的	業を行うに必要な専門的知識と技能の習得	業を継続して行うに必要な専門的知識と技能の習得	特別管理産業廃棄物の管理全般にわたる業務を適切に遂行するために必要な知識の習得	廃PCB等の取り扱いに関する知識及び技能の習得
関連する廃棄物処理法施行規則の条項	第10条第2号イ、第10条の5第1号ロ(1)、第10条の5第2号ロ(1)、第10条の13第2号イ、第10条の17第1号ロ(1)、第10条の17第2号ロ(1)	第10条第2号イ、第10条の5第1号ロ(1)、第10条の5第2号ロ(1)、第10条の13第2号イ、第10条の17第1号ロ(1)、第10条の17第2号ロ(1)	第8条の17第1号ハ、第8条の17第2号リ	第10の13第2号ロ
講習科目と講習期間	①産収:6科目(2日) ②産処:9科目(4日) ③特収:7科目(3日) ④特処:10科目(5日)	①更収:3科目(1日) ②更処:5科目(2日)	①特責:3科目(1日) ②医療特責※:4科目(1日)	4科目(1日)
修了試験の有無	有	有	有	有

※上記の特別管理産業廃棄物管理責任者講習会とは別に、感染性廃棄物をはじめ、医療関係機関等から生じる特別管理産業廃棄物に特化した「医療関係機関等を対象として特別管理産業廃棄物管理責任者講習会（医療特責）」を平成18年度に新設し、日本医師会との共催で実施している。
注）上記講習会の他、産業廃棄物に関わる実務者を対象にした実務者研修会を開催している。

表3 講習会実施の経緯

年度	主な経緯
昭和63年	●日廃振センター設立(11月30日) ●厚生大臣より産業廃棄物処理業の再許可講習会の実施機関に指定され、平成元年1月から厚生大臣認定講習会を開催
	●廃棄物処理法の改正(平成3年10月公布)
平成4年	●厚生大臣認定産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会の開催　【関係通知:平成4年7月27日付 衛産第48号】※
5年	●厚生大臣認定産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会の開催【関係通知:平成5年3月4日付 衛産第22号】※ ●厚生大臣認定特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の開催【関係通知:平成5年12月6日付 衛産第95号】※
7年	●特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会の修了証が、産業廃棄物処理業の許可申請に使用可能となる。【関係通知:平成7年3月22日付 衛産第36号】※
9年	●厚生大臣認定特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会の開催【関係通知:平成9年3月28日付 衛産第18号】※
13年	●廃棄物処理法施行規則の一部改正(平成12年12月27日の公布、平成13年4月1日施行) ●平成13年1月6日省庁再編により廃棄物関連の所管は、厚生省から環境省に移行 ●平成13年4月から国の認定講習会制度が廃止され、許可の権限を有する都道府県・政令市の確認を得て各講習会を実施
14年	●新規・更新・特責講習会カリキュラムの一部変更 ●更新講習会は、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の区分をなくし、収集・運搬、処分の2課程に集約 ●新規講習会と更新講習会のテキストを共通化 ●特別管理産業廃棄物管理責任者講習会に試験の導入
17年	●ホームページにテキストの一部、試験問題例を掲載(事前勉強対策) ●PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会(新設)の開催 ●産業廃棄物処理実務者研修会(新設)の開催
18年	●新規・更新・特責講習会カリキュラムの一部変更 ●試験出題数の変更 ●特管責任者講習会試験合格条件(70点)の設定 ●医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会(新設)の開催

※各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管(局)長宛 厚生省 生活衛生局水道環境部 産業廃棄物対策室長通知

国の認定講習会の再許可講習会の実施から始まっている。産業廃棄物処理業の許可期限到来後の再許可に際し、当該許可申請に係る業務を「的確に遂行するに足りる能力」のうちの専門的知識および技能を有することについての判定の基準となる講習会の実施機関として、厚生大臣より日廃振センターが指定され、再許可講習会としてスタートした。

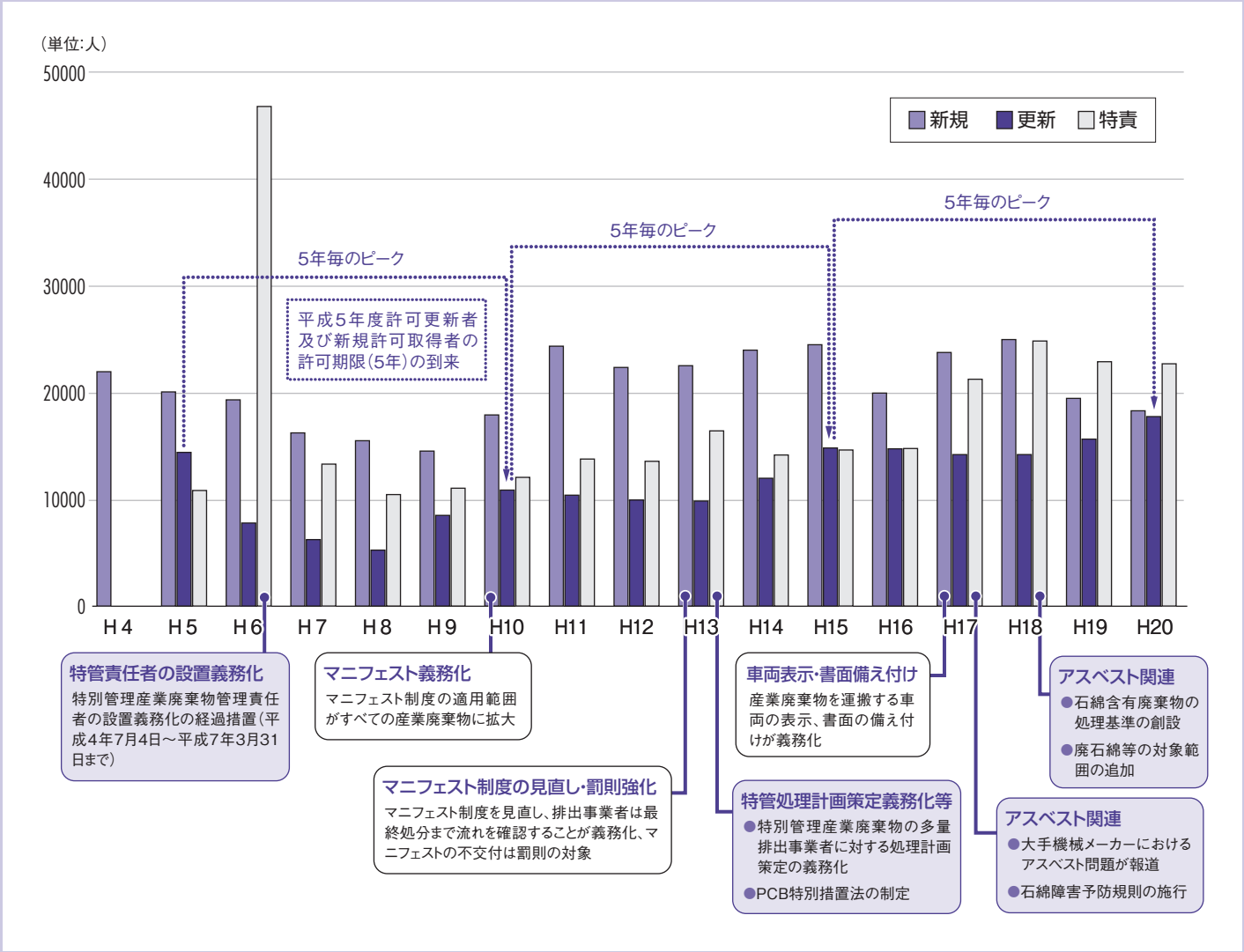
その後、平成3年の廃棄物処理法の改正により、平成4年度から新たに産業廃棄物処理業の許可を取得しようとする処理業者を対象とした「新規講習会」を開催し、平成5年度からは特別管理産業廃棄物を生じる事業場ごとに設置が義務付けられている特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「特責講習会」）の資格取得のための講習会を、それぞれ国の認定講習会として実施してきた。

平成12年12月27日に公布された規制緩和に係る廃棄物処理法施行規則の改正により、国の認定講習会制度（当時、環境大臣認定講習会）が廃止され、平成13年4月からの講習会については、任意講習会として、産業廃棄物処理業の許可要件（処理を的確に行うに足りる知識および技能を有する者）や特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件については、その事務を所管する都道府県・政令市が判断することとなった。

そこで、都道府県、政令市にアンケート、ヒアリング等を行い、従前の国の認定講習会と同等以上の講習になるようカリキュラム、テキスト等の見直しを行った。さらに、これまで培った講習会事業のノウハウに加え、適宜講習内容を更新し、各都道府県、政令市が適当と判断される講習会事業に取り組み、現在に至っている。

また、表２に掲載する講習会とは別に、排出事業者、

図１ 講習会（新規・更新・特責）受講者数の推移



処理業者のより一層の資質の向上を図るため、平成17年度から全産連と共催により、産業廃棄物処理の基本である委託契約、マニフェスト等の実務に役立つ研修会を実施している。

(2)年度別受講者数の推移

平成4年度以降の新規講習会、更新講習会および特責講習会の受講者数の推移は、図1のとおりである。新規講習会と特責講習会の受講者数は、不法投棄防止に対する法改正や社会的問題となったアスベスト（廃石綿）に関する規制強化等の影響と思われる要因により、一時的に受講者数が増えている。

また、更新講習会の受講者数は、同講習会がスタートした平成5年度に最初のピークがあり、以後、5年毎の許可更新のたびにピークを迎えている。

(3)受講者の年齢層、業種、受講目的

講習会受講者の実態、講習会に対する意見・要望等を把握するため、近年、講習会受講者に対してアンケート調査を実施している。ここでは、その受講者の「年齢層」、「業種」、「受講の目的」に関するアンケート調査結果を紹介する。平成20年度の新規・更新講習会におけるアンケート調査結果は図2に示すとおりである。なお、アンケートの回収率は、6課程の平均で約75%（回答数：24,661件）である。

❶年齢別受講者数の比率（図2の上段）

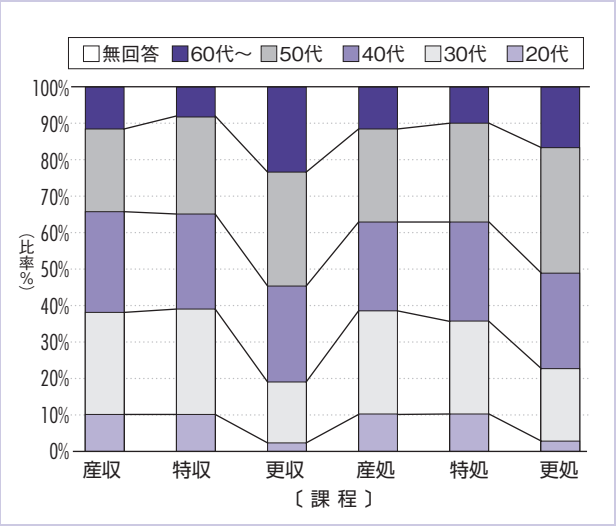
更新講習会（更収、更処）は新規講習会（産収、産処、特収、特処）に比べて50歳代以上の高年齢層の受講者数の割合が高い。

❷業種別受講者数比率（図2の中段）

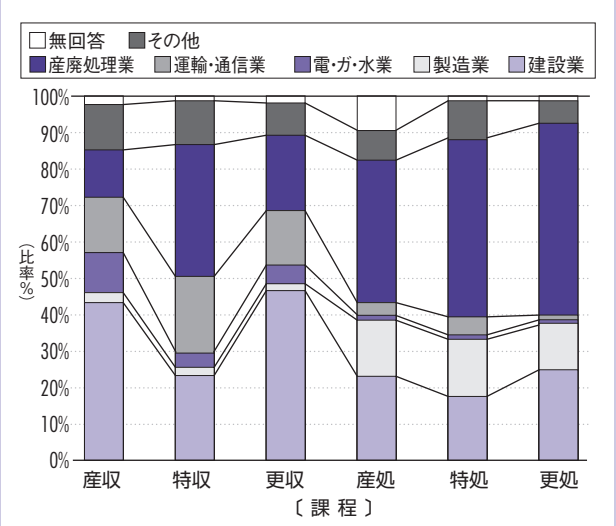
収集運搬課程（産収、特収、更収）は、建設業、運輸・通信業の受講者数の割合が高い。一方、処分課程（産処、特処、更処）では、産業廃棄物処理業者の割合が他の業種に比べて最も高く、次いで建設業、製造業の受講者数の割合が高い。

図2 受講者アンケート調査結果（対象:平成20年度新規・更新講習会）

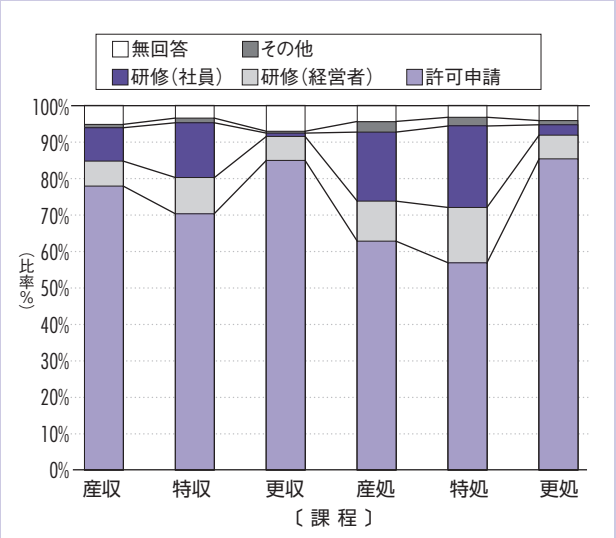
1.年齢別受講者数の比率



2.業種別受講者数の比率



3.受講目的別受講者数の比率



❸受講目的別受講者数の比率（図2の下段）

新規講習会では、本来の許可申請の目的で受講している割合は、講習課程によって異なるが約60%～80%の範囲にあり、それ以外では研修目的で受講している受講者数の割合が約20%～40%程度いることがわかる。

教育研修事業に係る委員会等の設置･開催

(1)教育研修事業に係る委員会の設置

教育研修事業の実施にあたっては、講習会の公正な運営を確保し、講習内容等の向上に資するため、図3に示す学識経験者、行政担当者および業界団体代表者等から構成する教育研修運営委員会（委員長：花嶋正孝福岡県リサイクル総合研究センター長）を設置し、毎年、講習会の運営に関する事業の基本方針について審議している。また、テキスト内容、試験問題、カリキュラム等について専門的に審議・検討するための小委員会をそれぞれ設置し、テキストの改訂、試験問題の適正化、講義要領の作成、講習内容の見直しなど教育研修事業の充実に取り組んでいる。

(2)講師打合せ会等の開催

講習会の講師を担当する行政担当者や学識経験者等を対象に、講義方法の均質化・標準化、講習会実施方法の改善等に関する意見交換の場として、毎年4月に、講義科目別に「講師打合せ会」を開催している。今年度は、行政概論を担当する行政担当者および行政経験者の講師102名、各専門科目を担当する講師90名に、それぞれ担当する科目の講師打合せ会（行政概論講師打合せ会：5回、その他専門科目講師打合せ会：6回）に参加していただいた。

また、講習会の実施協力機関である全産連、産廃協会の講習会事務担当者との意見交換の場を設けて、講習会運営に関する事務手続き、講習会開催に関する周知・広報等について、緊密な連携を図って実施している。

教育研修事業の今後の取り組み

時代の変化とニーズに柔軟に対応し、産業廃棄物行政を所管する都道府県・政令市、受講者からの要望、さらに、外部の専門家で構成する各種委員会（図3参照）において

図3　教育研修事業に関する委員会の構成等



注）委員数は平成20年度実績

議論・検討された意見を集約し、教育研修事業の健全な発展と魅力ある講習会・研修会の実施に向けて以下の取り組みを実施することとしている。

(1)更新講習会修了試験の合格条件の変更

(合格基準60点⇒70点に変更)

現在、更新講習会における修了試験の合格基準は、60点(100点満点の60%)であるが、行政担当者や排出事業者団体等から、新規講習会の修了試験と同様、70点とすべきとの要望が寄せられていた。その背景には、①現行の更新講習会の試験は、○×問題の2者択一方式で、合格基準が60点では、理解度の確認が十分でない。②更新講習会受講者(更新許可申請者)は、廃棄物処理法で規定する業の許可の基準(申請者の能力に係る基準の専門的な知識および技能)においては、新規許可も更新許可も同じ基準を適用しているため、“新規講習会受講者(新規許可申請者)と同等の知識を有する必要がある”と業の許可権限を有する多くの都道府県・政令市が判断している。

当センターでは、平成20~21年度の2年間に渡り、前述の講習会検討委員会と教育研修運営委員会において、それぞれ検討を重ね、さらに109都道府県・政令市に対するアンケート調査(平成21年2月と4月に実施)の結果(図4参照)を踏まえ、各委員会の了承のもと、平成22年度から実施する更新講習会の修了試験の合格基準を70点として取り扱うこととした。

なお、この合格基準変更の実施にあたっては、受講者の中には処理業の許可期限間近の方が散見されるため、不合格となってしまった方への対応に配慮し、再試験をスムーズに受験できる体制を整備することとしている。具体的には、再試験会場の増加、実施地域の拡大を図る計画である。

また、更新講習会受講者には、許可の有効期限に余裕をもって受講してもらうよう都道府県・政令市ならびに全産連、産廃協会等の協力のもと、周知を図っていくこととしている。

(2)平成23年度講習会に向けたテキストの改訂等

現在、都道府県・政令市および受講者のニーズを取り入れ、より一層、受講者に分かり易く、役立つテキストとするため、新規・更新講習会テキストの全面改訂に着手している。テキスト改訂にあたっては、「講習会テキスト改訂等ワーキング・グループ」(座長:田中勝鳥取環境大学教授、委員8名:学識経験者、行政担当者、業界団体代表者、編集アドバイザーにより構成)を設置し、具体的な作業を進めている。改訂版テキストについては、これまでの編集方針を見直して2色刷りの導入等を検討し、平成23

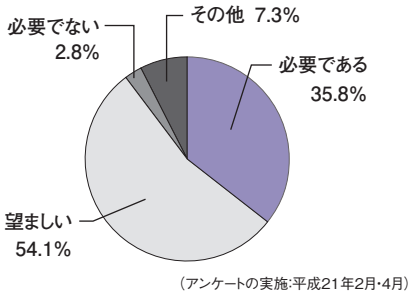
図4 講習会修了条件の変更に関する都道府県・政令市に対するアンケート調査結果

アンケートの内容

質問 「講習会修了条件の変更」について、
更新許可講習会の合格ラインを 60点⇒70点 に変更する。

〔アンケートの集計結果〕

回 答	回答数	割合(%)
1.必要である	39	35.8
2.望ましい	59	54.1
3.必要でない	3	2.8
4.その他	8	7.3
合 計	109	100.0



(アンケートの実施:平成21年2月・4月)

年度から利用開始する計画である。また、講習会の内容は、講習会カリキュラムとも密接に関連することから、テキスト改訂に加え、講義内容、講義時間等のカリキュラムについても見直し、受講者および都道府県・政令市が受け入れ易い講習会を実施することとしている。

(3)講習会･研修会事務手続きの簡素化･迅速化

講習会・研修会における受講申込者および受講者の利便性の向上を図るため、以下の講習会事務手続き等の簡素化・迅速化を推進することとしている。

❶講習会･研修会の受講申込み手続きの簡素化

現在の書面による受講申込み手続きを、インターネットを活用した簡易に受講申込みできる仕組みを提供し、受講申込み手続きの簡素化・迅速化を図ることとしている。既に、今年度から、一部の講習会で試行運用を行い、順次他の講習会に拡大する計画である。また、この申込み手続きの普及促進を図るため、ホームページにおいてビデオやアニメーションを活用し、音と映像により誰でもが簡単にインターネットを活用して受講申込みに参加できる仕組みを検討し、整備することとしている。

❷講習会修了試験結果通知の迅速化

現在、講習会の最後に実施している修了試験の結果については、約3週間後に、合格者には講習会修了証、不合格者には不合格の通知と併せて再試験の案内を通知しているが、許可申請間近の受講者からもっと早く試験結果を知りたいとの要望があることから、修了証発行期間の短縮を含め、試験結果を迅速に受講者に通知できる仕組みの構築に取り組むこととしている。

(4)講習会講師に対する研修の充実

講習会・研修会における講師の役割が大きく、講師に対する研修の重要性が増している。今年度、当センターでは、講師のプレゼンテーションのスキルアップを図るための研修用DVDと小冊子を作成し、講習会講師に提供することとしている。また、新任の講師の研修教材とするため、科目毎に模範となる講師の講義を撮影したDVDを作成する計画である。また、万一の災害や事故により予定した講師が講義できない場合のバックアップとして、DVDを活用することも検討している。

おわりに

アンケート調査結果で紹介したとおり、廃棄物処理法に基づく講習会の受講目的以外に、研修目的等で受講している受講者が相当数いる。

この背景には、産業廃棄物の適正処理はもとより、企業におけるコンプライアンスの徹底、国が推進する産業廃棄物処理業の優良性評価制度に対する対応、さらに廃棄物分野における3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進のためには、産業廃棄物関連法全般を熟知した人材の育成が不可欠となってきたものと思われる。その人材育成の一つのツールとして、事業者にとっては、産業廃棄物に関連する講習会、研修会への参加・活用がますます重要になってきていると思われる。

このことから、その時々のニーズを的確に捉え、リサイクルの推進、産業廃棄物適正処理の啓発に向け、排出事業者および処理業者の方々に受け入れられる魅力ある講習会・研修会を、産業廃棄物を所管する都道府県・政令市と緊密な連携を図りつつ、これからも実施して参りますので、関係者のご理解とご協力お願いしたい。